

神戸女学院大学教職員組合役員選挙規程

1970年5月15日制定
1971年5月12日改正
1972年4月17日改正
1973年3月12日改正
1983年2月18日改正
1987年11月20日改正
1989年4月28日改正
1991年3月11日改正
1992年11月20日改正
1993年12月3日改正
1995年3月13日改正
2000年6月2日改正
2008年5月23日改正

- 第 1 条 本選挙規程は、神戸女学院大学教職員組合規約第12条の選挙について規定する。
- 第 2 条 選挙権及び被選挙権は、神戸女学院大学教職員組合に加入する全ての組合員が有する。
- 第 3 条 本選挙に関して選挙管理委員会をおく。
2 選挙管理委員会は、原則として被選挙権をもたない3名以上の役員をもって構成する。ただし、その構成員が3名に満たない場合は、役員の中より互選により選出するものとする。
- 第 4 条 選挙には、立候補及び推薦を認める。
2 立候補者は選挙管理委員会の定める日までに選挙管理委員会に申し出ることを要する。
3 推薦する場合、推薦される者の承認を得た上で、前項の手続きを行う。ただし、推薦者が組合員総数10分の1以上の場合は、本人の承認を要しない。
4 立候補者及び被推薦者のない場合には、組合員の中から選出する。
5 立候補者及び被推薦者が定数と同数の場合は、信任投票とする。
6 以下の任にある者は、被選挙権を持たないものとする。
(1) 図書館長
(2) 教務副部長
(3) 学生副部長
(4) 各学科長
(5) 大学研究所長
(6) 大学院研究科委員長
(7) 学長室・企画室職員

- (8) 神戸女学院大学教職員組合規約第23条ただし書により本組合に加入することが認められたもの
- 第5条 投票は、執行委員長、副執行委員長、執行委員の区別なく、総役員の定数だけ行う。
- 第6条 開票は、投票後速やかに行い、開票結果を公示する。
- 第7条 役員の当選決定は、上位投票者より順次決定する。ただし、部会別による配分を考慮することができる。
- 2 信任投票の場合は、投票総数の過半数を超えた候補者を当選決定とする。
- 3 最下位当選者が複数となる場合は、抽選によって決定する。
- 4 選挙管理委員会は、役員の当選決定後速やかに当選決定者を公示する。
- 第8条 役員の任期は、1年とする。
- 2 役員が任期途中においてその資格を失った場合は、次点の者を順次繰り上げる。ただし、その任期は前任者の役員任期の残任期間とする。
- 3 役員は、引続き3選されない。ただし、役員を連続2年間勤めた者は、3選禁止による1年間の停止期間が過ぎても、その後さらに1年間は役員を辞退することができる。
- 4 5年以上役員を勤めた者は、役員に選ばれても辞退することができる。なお、神戸女学院教職員組合の役員経験年数は、その2分の1を神戸女学院大学教職員組合の役員経験年数に算入できる。
- 5 神戸女学院大学に着任後2年に満たない組合員が役員に選出された場合、役員を辞退することができる。
- 6 同一学科に所属する教員、または同一部署に所属する事務職員のうちから2名以上が投票によって選出されることは認めない。この場合、当該学科または部署からは、得票が多い方の組合員1名を選出し、他の1名を他の学科または部署の次点候補を繰り上げて選出する。
- 第9条 役員解任は、神戸女学院大学教職員組合規約第14条による。
- 第10条 本選挙規程の改正は、組合員総会の承認を必要とする。

附 則

- 本選挙規程は、1987年11月20日から施行する。
- 本選挙規程は、1989年4月28日から施行する。
- 本選挙規程は、1991年3月11日から施行する。
- 本選挙規程は、1992年11月20日から施行する。
- 本選挙規程は、1993年12月3日から施行する。
- 本選挙規程は、1995年3月13日から施行する。
- 本選挙規程は、2000年6月2日から施行する。
- 本選挙規程は、2008年5月23日から施行する。